

広島県選挙管理委員会告示第四十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十三年六月十六日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

選挙区	三分の一の数
広島市中区	三五、〇二三
広島市東区	三二、二二二
広島市南区	三七、一七二
広島市西区	四九、四七三
広島市安佐南区	五九、四八六
広島市安佐北区	四一、四〇四
広島市安芸区	二一、〇二五
広島市佐伯区	三六、三九一
呉市	六七、五九一
竹原市豊田郡	一〇、五九六
三原市世羅郡	三二、七九一
尾道市	四一、〇六八
福山市	一二五、五七五
府中市神石郡	一五、三一一
三次市	一五、七八五
庄原市	一一、四二六
大竹市	八、〇六二
東広島市	四七、四二三
廿日市市	三三、〇二〇
安芸高田市	八、八九九
江田島市	七、八九四
安芸郡	三一、四九九
山県郡	七、六八〇